

地域指定年度	昭和47年度
計画策定年度	昭和51年度
計画見直し年度	昭和59年度
	平成5年度
	平成13年度
	平成19年度
	平成24年度
	令和5年度

石垣農業振興地域整備計画書

令和5年 月

沖縄県石垣市

目 次

第1	農用地利用計画	1
1	土地利用区分の方向	1
(1)	土地利用の方向	1
ア	土地利用の構想	1
イ	農用地区域の設定方針	4
(2)	農業上の土地利用の方向	5
ア	農用地等利用の方針	5
イ	用途区分の構想	7
ウ	特別な用途区分の構想	10
2	農用地利用計画	10
第2	農業生産基盤の整備開発計画	11
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向	11
2	農業生産基盤整備開発計画	15
3	森林の整備その他林業の振興との関連	17
4	他事業との関連	17
第3	農用地等の保全計画	18
1	農用地等の保全の方向	18
2	農用地等保全整備計画	19
3	農用地等の保全のための活動	19
4	森林の整備その他林業の振興との関連	19
第4	農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	20
1	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	20
(1)	効率的かつ安定的な農業経営の目標	20
(2)	農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	24
2	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	24
3	森林の整備その他林業の振興との関連	25
第5	農業近代化施設の整備計画	26
1	農業近代化施設の整備の方向	26
(1)	作目別整備の方向	26
(2)	地区別整備の方向	29
2	農業近代化施設整備計画	30
3	森林の整備その他林業振興との関連	30
第6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	31
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	31
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	31
3	農業を担うべき者のための支援の活動	31
4	森林の整備その他林業の振興との関連	32

第7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	33
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	33
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	33
3	農業従事者就業促進施設	34
4	森林の整備その他林業の振興との関連	34
第8	生活環境施設の整備計画	35
1	生活環境施設の整備の目標	35
2	生活環境施設整備計画	35
3	森林の整備その他林業の振興との関連	35
4	その他施設の整備に係る事業との関連	35

第9 付図.....別添

- 1 土地利用計画図（付図1号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）
- 3 農用地等保全整備計画図（付図3号）
- 4 農業近代化施設整備計画図（付図4号）（該当なし）
- 5 農業就業者育成・確保施設整備計画図（付図5号）（該当なし）
- 6 生活環境施設整備計画図（付図6号）

別記 農用地利用計画.....別添

- (1) 農用地区域
- (2) 用途区分
- (3) 別図 一部除外土地

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

ア-1 土地利用構想の考え方

本市は、沖縄本島から南西へ411 km、台湾へは277 kmの地点にあつて、我が国の最西南端に位置する。地域においては、八重山諸島の陸、海、空の交通運輸の拠点をなし、政治、経済、教育、文化、通信の中心地である。

気候は、亜熱帯海洋性気候に属し、年平均気温24.6℃、年間降水量は2,400mmであり、降水強度が極めて大きくスコール型が特徴である。夏や秋には台風が襲来し潮風害等による農作物への甚大な被害が多い反面、台風の襲来がないと干ばつに見舞われるという両極端をもっている。

地形については、島の形がマンドリンにたとえられ、島の中央には県下最高峰の於茂登岳(526 m)を軸に東西に縦走して山並みが連なり、その山系を背にして南側平地が広がっている。また、河川が発達し、海岸、半島及び岬等によって多様な地形、景観をなしている。(出典：平成30年統計いしがき)

土質・土壌は、東西に縦走する連山を中心にして、その裾野に国頭マージが広く分布しており、段丘・平坦部では島尻マージ、低地では海岸線を主に沖積土壌が錯綜分布している。島尻マージ、沖積土壌は土層が薄く保水力が乏しく、土地改良事業等により基盤整備のされた地域以外は、夏の降雨のほとんどが熱帯低気圧、台風襲来によってもたらされ、台風の少ない年は干ばつにみまわれるという厳しい条件下にある。

このため、国営かんがい排水事業石垣島地区を推進し、末端の新たな受益となる北部および西部の関連事業(かんがい施設整備)の順次採択により、島全体での既存水源の利活用を図る。

本市の総面積22,915 ha(出典：令和2年10月1日現在 国土地理院)のうち都市計画法の用途地域、臨港地区及び規模の大きな森林、西表石垣国立公園の特別保護地区を除いた16,059haが農業振興地域の対象地域である。その農業振興地域内における土地利用状況は農用地8,772ha、農業用施設用地163ha、森林原野3,136ha、宅地、工業用地等3,988haとなっている(出典：「令和3年確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況」より)。

社会的状況では、本市の人口は47,637人(令和2年国勢調査)で、ここ数年、増加傾向にある。新石垣空港の完成による本土直行便の増設及びリゾート開発等により、関連産業及び地場産業の第3次産業が発展し、雇用機会の増加や生活環境の整備等が進展するものと想定される。また、それを踏まえた土地利用の策定が求められており、効率的な土地利用、優良農地の確保に資することを目的として農業振興地域整備計画を変更するものとする。

以上のような自然的、社会的諸条件の変化を踏まえ、今後の土地利用構想を次のとおり定める。

- I 石垣市において、農業は地域経済の重要な一角を成しており、農業振興地域内における無秩序な開発は土地利用及び農業政策等に重大な影響を及ぼすものであることから、本農業振興地域整備計画を策定するにあたっては関連する機関との相互調整を図り、「沖縄県土地利用基本計画」や「石垣市国土利用計画」、「都市計画マスタープラン」等における土地利用の原則を踏まえ、「石垣市風景計画」に基づき、美しい島の風景に配慮するとともに、地域住民の意向等を反映するものとした。
- II 安定した農業経営の確立を図り、生産性の高い魅力ある農業を推進するため、農用地の保全、確保をはじめとする農用地の集団化、有効利用、効率化を図る。
- III 近年の生活の多様化及び余暇時間の増大に伴い、地域に即した余暇施設等の整備が進みつつある中で、当該施設等については、他の産業等へもたらす効果や影響なども考慮し、農業経営に資する取組などを積極的に図るものとする。また、極力農地として生産性が低く、かつ自然環境に与える影響が少ない土地に誘導するものとする。
- IV 観光・リゾート及びレクリエーション空間の整備に際しては、本市の亜熱帯の自然や歴史文化等地域特性を踏まえ、また地域の活性化を図る観点から、他の産業等へもたらす効果や影響なども考慮し、農地の保全や施設の適正規模に十分留意しつつ進めていく。また、本市の農業振興上必要とする生産基盤や近代化施設等の整備にあたっては、自然環境の保全に十分配慮するとともに、比較的大規模な開発を伴う場合には、要件に応じて「環境影響評価法」及び「沖縄環境影響評価条例」に基づく手続きや必要な環境配慮等について環境担当課との相互調整を行うものとする。また、「環境影響評価法」及び「沖縄環境影響評価条例」の対象とならない小規模な開発事業についても、第3次沖縄県環境基本計画における「環境への配慮指針」に基づき、環境の保全等に十分配慮するものとする。
- V 「文化財保護法」及び県もしくは市の「文化財保護条例」により保護されている埋蔵文化財包蔵地や天然記念物等の取り扱いについては、文化財担当課との相互調整を行うものとする。さらに、事業等の実施にあたっては「沖縄県赤土等流出防止条例」等関係法令等に基づく諸手続きを行い、環境の保全等に十分留意するものとする。また、「地球温暖化対策推進法」及び「気候変動適応法」の趣旨を踏まえ、温室効果ガスの排出抑制対策の推進と併せて、農業分野における気候変動適応策の推進を図る。

以上より、本農業振興地域内における土地利用の構想については、次のとおりである。

単位：ha、%

区分	総面積	農用地			農業用 施設用地	森林原野	その他
		農地	採草放牧地	計			
現在 R3 ※	16,059 (100.0)	5,398 (33.6)	3,374 (21.0)	8,772 (54.6)	163 (1.0)	3,136 (19.5)	3,988 (24.8)
目標 R12	16,059 (100.0)	5,346 (33.3)	3,342 (20.8)	8,688 (54.1)	163 (1.0)	3,136 (19.5)	4,072 (25.4)
増減	0	△52	△32	△84 ※	0	0	84

※「土地の権利移動調査」より平成22年から平成27年の転用面積平均は約9.3ha/年であり、9年間で84haの転用と想定する。

※ 現在値は「令和3年確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況」より。小数点以下を四捨五入しており、合計値は合わないことがある。

アー2 「石垣市都市計画ランドデザイン」との整合について

本市では「石垣市都市計画ランドデザイン」と称し、「都市計画マスタープラン」並びに「立地適正化計画」、「地域公共交通計画」及び「みどりの基本計画」の4計画の改定・策定作業を一体的に行い、令和4年3月に公表した。

本ランドデザイン策定の背景には、石垣市総合計画の策定、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の改定など上位計画の見直し、新石垣空港開港やクルーズ船の就航等に伴う入域観光客等の増加、空港跡地への県立八重山病院及び市役所庁舎の移転のほか、社会情勢として将来的な人口減少や少子高齢化などによる活力の低下などまちづくりを取り巻く環境の変化がある。

そこで、本農業振興地域整備計画でも社会情勢の変化に対応し、長期的な都市の活力の維持と持続可能なまちづくりの推進に資するべく、土地利用の考え方について上記「石垣市都市計画ランドデザイン」を踏まえ、整合を図るものとする。

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本農業振興地域内に分布する現況農用地 8,772ha のうち、集団的農地、土地改良事業等施行地、その他農業振興のため農業上の利用確保が必要な土地であること等の観点から、下記の a～c に掲げる土地を除く、8,255ha について農用地区域を設定する方針である。

- a 集落区域内農用地
- b 自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる土地
- c 集落の拡張の対象となる農用地

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本農業振興地域内に分布する土地改良施設（農道、排水路等）のうち(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地等に介在又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要がある土地改良施設 360ha について農用地区域を設定する方針である。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本農業振興地域内に分布する農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした農用地に介在又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び 2 ha 以上の農業用施設用地 111ha について農用地区域を設定する方針である。

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

本農業振興地域に分布する現況農用地等に介在又は隣接する現況森林、原野等のうち、森林原野の有する多様な生態系及び水資源のかん養や防風・防潮並びに風致等の多機能性を活用した既存農用地の保全、さらに魅力ある農村環境の形成に資するため、次に掲げる 2,041ha について農用地区域を設定する方針である。

なお、農地への転換が比較的容易な原野等については、周辺農用地との一体的な利活用を促進する。

土地の種類	地区名	所有権者又は管理者	面積 (ha)	利用しようとする用途
森林・原野	南部地区 (A)	市有地 公有地	83	農用地等 水源涵養林
	中部地区 (B)		634	
	東部地区 (C)		429	
	北部地区 (D)		269	
	西部地区 (E)		626	
計			2,041	

※注 地区名の区分に関しては(2)のイ「用途区分の構想」を参照

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本市の農業振興地域の面積 16,059ha であるが、前述の農用地区域の設定方針で示したとおり、農業振興地域面積の 67.0%に当たる 10,767ha を農用地区域に設定するものとする。

今後とも基幹作物であるさとうきびを主体に安定生産の確立を図り、肉用牛、パインアップル、葉たばこ及び水稲との結合を基軸とした複合経営を促進し、また、本地域の立地条件を活かした農産物の本土出荷及びフライン農業が進むなかで野菜、果樹、花き等生産の振興を図っていくことから、施設農業における農業用施設用地の増加が見込まれる。

また、低利用地や農用地内に介在する小規模な森林、原野等については、周辺農用地と一体化したほ場整備による農地利用を推進し、経営規模の拡大を図ることから、現在及び将来における農用地区域内の用途別面積は次のとおりである。

農用地区域内の用途別面積

単位：ha

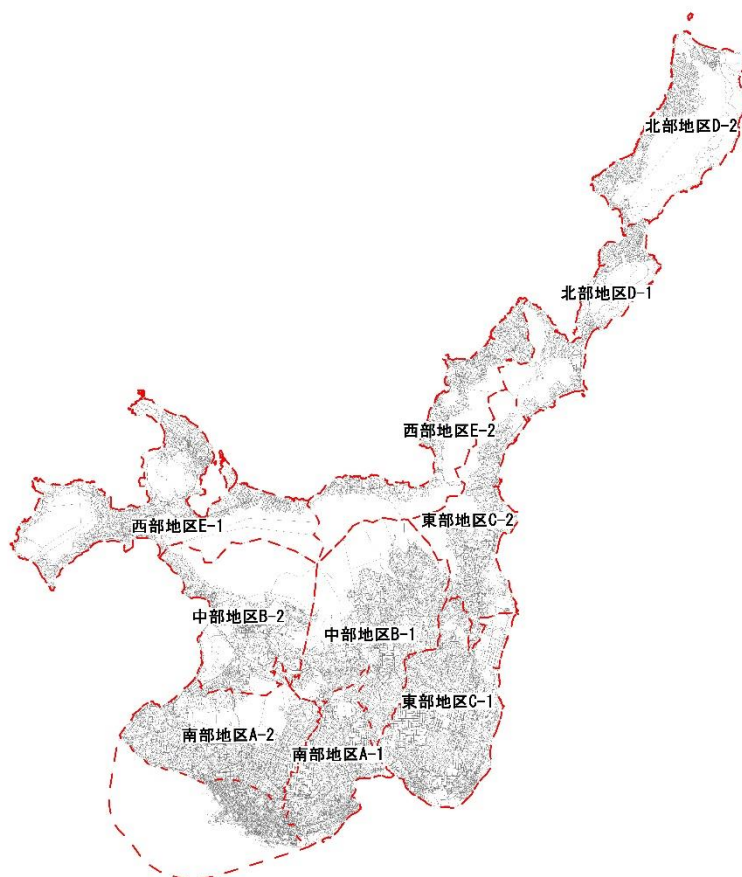
区分 地区名	農地			採草牧草地			農業用施設用地			計			森林 原野
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況 (R3)	将来 (R13)	増減	現況
南部地区(A)	1,767	1,767	0	0	0	0	36	36	0	1,803	1,803	0	83
中部地区(B)	2,136	2,136	0	0	0	0	18	18	0	2,154	2,154	0	634
東部地区(C)	2,096	2,096	0	0	0	0	19	19	0	2,115	2,115	0	429
北部地区(D)	864	864	0	579	579	0	21	21	0	1,464	1,464	0	269
西部地区(E)	1,173	1,173	0	0	0	0	17	17	0	1,190	1,190	0	626
計	8,036	8,036	0	579	579	0	111	111	0	8,726	8,726	0	2,041

※ 平成31年1月1日現在の登記地積を集計

※ 地区区分

本市農業振興地域を次に掲げる地区・区域に区分するものとする。

地区名	構成集落
南部地区A	大浜・平得・真栄里・登野城・大川・石垣・新川
中部地区B	三和・川原・開南・於茂登・嵩田・名蔵・元名蔵
東部地区C	宮良・白保・盛山・大里・星野・伊野田
北部地区D	伊原間・明石・久宇良・平久保・平野
西部地区E	崎枝・川平・大嵩・仲筋・吉原・桴海・野底



イ 用途区分の構想

(ア) 南部地区……………A

a 大浜・平得・真栄里 (A-1)

本地区は、宮良橋を起点として島の中央を流れる宮良川に沿って赤下橋から石垣市クリーンセンター北側の一部を含め、県道富野・大川線と結んだ南側に展開する、おおよそ 740ha の農用地である。

現況用途は、さとうきびを主体に葉たばこ、野菜の生産や肉用牛等の生産が行われている。

農用地の大半が土地改良事業等により基盤整備が施されており、一体となった団地が形成され、機械化に対応する条件を備えていることから、土地利用型農業を基本とし、畜産との複合経営を推進し合理的な土地利用を図る。

b 登野城・大川・石垣・新川 (A-2)

本地区は、本市の南西部に当たり、バナナ岳、万勢岳の南側の裾野に広がる、おおよそ 1,146ha の農用地で南側は都市計画用途地域となっている。地区の大半が、土地改良事業等により基盤整備が施され、農用地の集団化が図られている。

野菜・施設野菜、さとうきび、水稻、熱帯果樹の生産が盛んである。また山裾の緩傾斜地では大規模な採草放牧地として利用され肉用牛生産が営まれている。

本地区においても、機械化に対応する諸条件を備えている事等から、輪作体系及び機械化一貫作業体系の確立を推進しつつ、農用地としての効率的な利用を推進し、必要な農業近代化施設の一体的な整備を図る。なお、前勢岳周辺において、観光客やリピーターを目的としたゴルフ場を含むリゾート・レクリエーション施設整備計画があり、島内生産物（肉用牛や野菜等）の消費拡大が見込まれる。

(イ) 中部地区……………B

a 三和・川原・開南・於茂登 (B-1)

本地区は、於茂登山嶺の南東側及び宮良川の上流に展開する、おおよそ 1,705ha の農用地である。本地区の地形は広大な平坦地で、本市で最も肥沃な農用地であり、さとうきび、パイナップルの生産を中心に水稻、野菜、マンゴー、花き等の多様な生産が展開されている。

本地区は、一戸当たりの経営耕地面積が最も大きく、今後もさとうきび、生食用のパイナップルの品質の向上と安定生産体制の確立を図るとともに、近年、熱帯果樹の施設栽培が拡大しつつあることから、今後は合理的な土地利用を推進し、必要な共同利用施設整備の推進を図る。

b 嵩田・名蔵・元名蔵 (B-2)

本地区は、於茂登岳南西側名蔵川流域に展開するおおよそ 1,083ha の農用地である。地形は山並みに沿った丘陵台地と名蔵集落一帯の肥沃な平坦地からなり、北は於茂登山嶺、南はバナナ岳の都市公園、西は特別鳥獣保護区に指定されている名蔵アンパルに囲まれている。

現況用途は、さとうきびを主体にパイナップル、マンゴー、水稻、花き・野菜の生産が行われ、

特にマンゴーと水稲については、本市の主産地である。

名蔵ダムが設置され、各ほ場へのかんがい施設整備が進み、生産性の向上が見込まれている。今後は安定した生産体制の確立を図るとともに、本地区の魅力ある自然景観と多様な農業の展開を活かし、市民及び観光客との交流を目指した滞在・体験型農業（グリーンツーリズム）を行う農地としての利用を進める。

(ウ) 東部地区……………C

a 宮良・白保・盛山 (C-1)

本地区は、カラ岳南側に広がり、白保・宮良集落に至るまでのおおよそ 1,692ha の農用地で、大半が島尻マーヅ土壌を主体にした平坦地である。農業生産における現況用途はさとうきび、パイナップルを中心に施設野菜、葉たばこ、熱帯果樹の生産が営まれ、轟川流域では水稲の生産が行われている。また、畜産基地建設事業による大規模な採草放牧地が形成され、肉用牛生産が展開されている。

本地区は基盤整備事業による畑地かんがい施設の整備が進んでおり、土地利用型農業を基軸とし、今後、規模拡大が見込まれる野菜等園芸作物の生産を推進するとともに必要な農業近代化施設の一体的な整備を図る。なお、本地区においては平成 25 年に「新石垣空港」が開港し、今後も空港に関連する施設の需要が高まるものと考えられるため、営農環境との調和に配慮した土地利用を検討する。

b 大里・星野・伊野田・大野 (C-2)

本地区は、カラ岳北方、伊原間までの南北に長く広がるおおよそ 852ha の農用地で土地基盤整備は未整備である。集落一帯の地形は平坦であるが、全体的には山並みに沿った起伏の激しい傾斜地が多い。

現況用途はさとうきびを主体にパイナップル、葉たばこ、熱帯性花き等が生産され、低地の一部では水稲生産が営まれていて、現在農地の区画整理やかんがい施設などの基盤整備計画が行われている。また、団体営草地開発整備事業等による大規模な採草放牧地が形成され、肉用牛・繁殖牛生産が展開されている。

今後は、農用地に介在する山林原野等の土地基盤整備可能箇所において周辺農地と一体化した土地基盤を整備し、また大きな河川がなく必要な水の大部分を不安定な雨水に頼っているため、農業用水の再編及び畑地かんがい施設の整備により安定した農業用水を供給し、熱帯花き、果樹の共同利用施設の整備を図り集約的な農業を行う農地としての土地利用を進める。

(エ) 北部地区……………D

a 伊原間・明石 (D-1)

本地区は、平久保半島の南部の伊原間、明石地区に展開するおおよそ 738ha の農用地である。本地区の平坦部のほとんどが土地改良事業等による基盤整備が完了し、さとうきびを主体に野菜・果樹・熱帯性花きが生産されている。ハンナ岳の裾野に広がる農用地は起伏の激しい傾斜地で、大半

は採草放牧地として一団を形成している。地質は大半が国頭マージであるが、明石地区の平坦部では肥沃な海成沖積土壌が分布している。

今後は、耕畜連携を図るとともに、豊かな自然と農村景観を活かし、都市住民及び観光客との交流の拠点となる産直施設の整備により地産地消を推進する。また農用地の改良・集積を図り、集約的な農業を行う農地としての利用を推進する。

b 久宇良・平久保・平野 (D-2)

本地区は、地区の中央を縦走する久宇良岳、安良岳、山当山の裾野に広がるおおよそ 995ha の農用地である。地形は集落周辺に広がる平坦地を除いてはほとんどが傾斜地である。現況用途は、平坦地でさとうきびを主体に野菜の生産が行われ、山並みの裾野の傾斜地は採草放牧地として利用されている。

今後は、東海岸と山並みの裾野の傾斜地は採草放牧地、平坦地については基盤整備の推進により、さとうきびを主体とした土地利用型農業を推進し、農用地の維持・保全を図る。また、本地区には大きな河川がなく、必要な水の大部分を不安定な雨水に頼っているため安定した水源確保の要望があり、今後農業用水の再編により農業用水の供給を進めていく。

西側の海岸の広範囲にわたっての耕作放棄地及び生産性の低い農用地については、地域の活性化、若年層の定住化を目指し、観光・リゾート施設用地として誘導する。また、集落周辺に集団化している農用地については、観光・リゾート産業からの旺盛な需要が見込まれることから、農産物や加工品を計画的かつ安定的に供給する生産体制の確立を図るために農業用施設用地とし、合理的な土地利用を推進するとともに、必要な農業近代化施設の一体的な整備を図る。

(オ) 西部地区……………E

a 崎枝・川平・大嵩・仲筋・吉原 (E-1)

本地区は、崎枝・川平・大嵩・仲筋・吉原集落周辺に広がるおおよそ 1,280ha の農用地である。崎枝・川平地区に展開する農用地は、土地改良事業等による基盤整備が行なわれた集団農用地である。大嵩・仲筋・吉原地区の農用地は土地基盤整備が一部未整備で起伏の激しい傾斜地が多い。

現況用途は、さとうきび、パインアップルを主体に野菜、水稻及び肉用牛生産に伴う採草地として利用されており、低地の一部では稲作が営まれている。

今後は、農業生産基盤整備が行われた地区の集団農用地においては、かんがい施設が老朽化していくため、かんがい施設等の再整備を順次進めていく。また耕畜連携を図るとともに、豊かな自然と農村景観を活かし、都市住民及び観光客との交流の拠点となる産直施設の整備により地産地消を推進する。更に農用地の改良・集積を図り、集約的な農業を行う農地としての利用を推進する。

b 桴海・野底 (E-2)

本地区は、於茂登岳、野底岳山嶺の北西側に沿って細長く展開するおおよそ 536ha の農用地である。地形は、全体的に起伏が激しく大半が傾斜地である。一部の地区の平坦部はほとんどが土地改良事業等による基盤整備が行われた集団農用地であるが、大半の地区は未整備であり新たな基盤整

備を行う計画が進められている。

現況用途は、さとうきびを主体にマンゴー、傾斜地ではパインアップルや肉用牛生産に伴う採草放牧地として利用されているが他の地区に比べ生産性は低い状況である。

今後の土地利用の構想は、農用地内に介在する山林原野等においては、森林の持つ諸機能に配慮しつつ土地基盤整備を行い、農用地の集団化を図ると共に肉用牛生産を取り入れた複合経営の促進と合理的な土地利用を図る。

ウ 特別な用途区分の構想

なし

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

(1) 国営石垣島かんがい排水事業 石垣島土地改良区の整備の方向

本市における農業基盤整備事業については、国営事業として宮良川地区や名蔵川地区で農業用ダムによる農業用水源施設の整備を図りながら、県営と団体営事業ではほ場整備、農道整備、かんがい施設等の整備を進めてきた。また、平成26年から国営かんがい排水事業石垣島地区でダムの改修及び揚水機場等水利施設の新設、改修により島全体での水源利用を進めている。

市全体の整備状況（平成30年）については、ほ場整備が、要整備量が3,519.0haに対し採択面積が2,722.0ha、整備済みが2,464.0haで整備率は70.0%、かんがい施設整備は、要整備量が4,372.1haに対し採択面積が2,997.4ha、整備済みが2,694.9haで整備率は61.6%となっている。県内でも比較的整備率は高い地域となっているが、今後とも、地域の営農体系に即した農業基盤整備を推進し土地生産性の向上と、効率的な農業の推進を図る。（出所：平成30年版統計いしがき）

ア. 旧宮良川土地改良区（新川、大川、石垣、登野城、平得、大浜、宮良、白保地区等）

本地区は、広大な平坦地で農用地の団地性に富み、機械化農業の条件を備えた地区である。これまでほ場整備や農道整備等が進められ、基盤整備が最も進んでいる地区である。地区内のほ場要整備面積は2,458.0haで整備済面積は1,824.6ha、整備率は74.2%となっている。かんがい施設整備の要整備面積は2,842.3haで整備済面積は2,015.2ha、整備率は70.9%となっている。

主要なほ場整備、かんがい排水整備、排水路整備、農道整備等が完了しており、今後も農用地の有効利用を基本に農用地の集団化を図り、さとうきびを主体に野菜、葉たばこ等の輪作体系及び機械化一貫作業体系の確立を図りつつ、生産性の高い効率的な土地利用を進める。

肉用牛生産との複合経営を促進し、農業用施設用地の適正配置及び農用地の保全に努めるとともに、本区域農業の持続的な発展を図るため、土地改良事業等の継続実施地区については早期完工を期して強力に推進するものとする。また、農地からの耕土流出を防ぐための勾配修正、沈砂池、植生、畦畔等を整備し、生産性の向上と環境に配慮した基盤整備を推進する。

イ. 旧名蔵川土地改良区（名蔵、嵩田、元名蔵、崎枝屋良部地区等）

本地区は、名蔵集落周辺の広大な平坦部を除き、その他の地区は起伏の激しい傾斜地が比較的多い。名蔵地区は平坦で集団性に富み機械化農業の条件を備えた肥沃な農用地である。地区内のほ場要整備面積は374.4haで整備済面積は331.9ha、整備率は88.6%となっている。かんがい施設整備の要整備面積は582.5haで整備済面積は416.1ha、整備率は71.4%となっている。

本地区はパイナップル、マンゴーの熱帯果樹等の栽培が盛んな地域であり、営農体系に適合したほ場整備とかんがい施設整備が求められている。今後は、整備事業等の計画地区及び継続実施地区の早期着工・完工を強力に推進し、本地区における集約的な農業の確立を図るため、生産環境条件を整備する。

ウ. 旧大浦川土地改良区（伊原間、明石、久宇良、平久保、栄地区等）

本地区の農用地は、集落周辺に広がる平坦な集団農地と山並みに沿った起伏の激しい傾斜地に分けられ農地も分散している。地区内のほ場要整備面積は 221.4ha で整備済面積は 221.4ha、整備率は 100%である。かんがい施設整備の要整備面積は 229.8ha で整備面積は 229.8ha、整備率は 100%となっている。

ほ場整備、かんがい施設整備、排水路整備、農道整備等は完了しているものの、今後は国営石垣島地区として再整備を行うとともに、平野、平久保、久宇良、伊原間、栄地区等の未整備地区について新規整備を行っていく。また、本地域のリゾート開発との整合性を図り、効率的な土地利用を推進するとともに農用地の保全に努める。

エ. 新規事業地区

新規事業地区として北西部の 15 地区を位置付ける。地区内のほ場要整備面積は 431.4 ha で整備済面積は 52.3 ha、整備率は 12.1%である。かんがい施設整備の要整備面積も 683.7 ha で、採択面積が 111.1ha でこれから事業に取り組んでいく(畑地かんがい可能面積 683.7ha、整備率 0%)。

今後の整備の方向としては、整備を必要とする小規模なほ場整備やかんがい施設整備の新規採択を積極的に推進する。また担い手農家への農地の集積と規模拡大を推進し、効率的な土地利用による生産性の向上を図る。

オ. その他(吉原地区 33.8ha 平成 25 年度完了)

地区内のほ場要整備面積は 33.8 ha で整備済面積は 33.8 ha、整備率は 100%である。かんがい施設整備の要整備面積は 33.8 ha で整備面積は 33.8 ha、整備率は 100%となっている。

※整備状況は平成 30 年版統計いしがきによる。

(2) 南部地区(県営・団体営事業の整備の方向)

南部地区では、農用地の大半は土地改良事業等により基盤整備が施され、集団化された団地が形成され、機械化に対応する条件を備えている。さとうきびを主体に野菜や肉用牛の生産が行われており、輪作体系及び機械化一貫作業体系の確立を推進しつつ、農用地としての効率的な利用を推進する。また土地利用型農業を基本に、畜産との複合経営を推進する。

そのため、地域の実情に応じ、農業生産基盤の整備に資する区画整理、畑地かんがい施設整備、を「県営水利施設等保全高度化事業」により2地区で実施する。

(3) 中部地区(県営・団体営事業の整備の方向)

広大な平坦地が広がる地形で、本市で最も肥沃な農用地であり、一戸当たりの経営耕地面積は最も大きい。名蔵ダムの供用開始に伴い、各ほ場へのかんがい施設整備が漸次進められ、生産性の向上が見込まれている。さとうきび、パインアップルの生産を中心に熱帯果樹、水稻など多様な品目を生産しており、今後も品質向上と安定生産体制の確立、及び合理的な土地利用を推進する。

そのため、地域の実情に応じ、農業生産基盤の整備に資する区画整理、畑地かんがい施設整備、を「県営水利施設等保全高度化事業」により6地区、「団体営農業基盤整備促進事業」により2地区で実施する。

(4) 東部地区(県営・団体営事業の整備の方向)

東部地区の南部では畑地かんがい施設整備が進み、土地利用型農業の生産が行われている。一方、北部は全体的に山並みに沿った傾斜地が広がり、土地基盤の未整備エリアが多い。

さとうきびを主に、パインアップル、葉たばこ、ろ地野菜、熱帯果樹、大規模な採草放牧地では肉用牛などが生産されている。今後、周辺農地と一体的に生産基盤の整備や農業用水の再編による安定した農業用水の供給を推進する。

そのため、地域の実情に応じ、農業生産基盤の整備に資する区画整理、畑地かんがい施設整備、用排水路整備、土層改良を「県営農業競争力強化農地整備事業」により1地区、「県営水利施設等保全高度化事業」により8地区、「団体営農業競争力強化農地整備事業」により3地区で実施する。

(5) 北部地区(県営・団体営事業の整備の方向)

北部地区の南部の平坦部はほとんどが土地改良事業により基盤整備されている。一方、ハンナ岳の裾野や久宇良岳、安良岳、山当山の裾野の傾斜地には、本市の三大牧場である伊原間牧場、久宇良牧場、平久保牧場の採草放牧地として利用されている。

さとうきびを主体に野菜・果樹等を生産しており、今後、畑作経営と畜産経営の複合経営を推進するほか、平坦地では基盤整備の推進によりさとうきびを主体とした土地利用型農業を推進する。そのため、地域の実情に応じ、農業生産基盤の整備に資する区画整理、かんがい施設整備、用排水路整備、農道整備を「県営水利施設等保全高度化事業」により1地区、「団体営水利施設等保全高度化事業」により2地区で実施する。

(6) 西部地区(県営・団体営事業の整備の方向)

西部地区の西部エリアでは基盤整備が行われた集団農用地があるが、起伏の激しい傾斜地が多い。東部エリアは一部の地区の平坦地で土地改良事業等による基盤整備済みの集団農用地もあるが、全体的に起伏が激しく、大半が傾斜地で未整備である。

さとうきび、パインアップルを主体に野菜、果樹、肉用牛生産を行っている。今後は、畑作経営と畜産経営の複合経営の推進、森林のもつ諸機能に配慮しつつ、基盤整備による農用地の集団化を推進する。

そのため、地域の実情に応じ、農業生産基盤の整備に資する区画整理、畑地かんがい施設整備、農道整備を「県営水利施設等保全高度化事業」により 1 地区、「団体営水利施設等保全高度化事業」により 3 地区、「農業競争力強化農地整備事業」により 1 地区で実施する。

2 農業生産基盤整備開発計画
(国営、県営、団体営事業)

事業名	地区名	地域区分	事業主体	受益面積 (ha)	主要工事概要	予定工期	図面対象番号
県・(競)農業競争力強化農地整備事業	米節東	東部	県	22	区画整理22.1ha 用水路工23.7ha	H20～R4	1
県・(競)水利施設等保全高度化事業	大座	中部	県	52	区画整理52.1ha 畑かん施設52.1ha	H24～R9	2
県・(競)水利施設等保全高度化事業	大里・星野	東部	県	82	畑かん施設81.5ha	H28～R7	3
県・(競)水利施設等保全高度化事業	大浜	南部	県	151	畑かん施設150.6ha(更新)	H28～R7	4
県・(競)水利施設等保全高度化事業	伊野田北	東部	県	20	区画整理20.2ha	R2～R8	5
県・(競)水利施設等保全高度化事業	伊野田中	東部	県	38	区画整理38.4ha	R4～R10	6
県・(競)水利施設等保全高度化事業	磯辺第1	東部	県	53	畑かん施設52.7ha(更新)	R5～R11	7
県・(競)水利施設等保全高度化事業	大浦川	東部	県	186	農業用排水施設186.0ha	R5～R11	8
県・(競)水利施設等保全高度化事業	伊野田	東部	県	72	畑かん施設71.5ha	R6～R12	9
県・(競)水利施設等保全高度化事業	川原第3	中部	県	90	畑かん施設90ha	R7～R13	10
県・(競)水利施設等保全高度化事業	三川第2	中部	県	27	区画整理26.5ha 畑かん施設26.5ha	R8～R14	11
県・(競)水利施設等保全高度化事業	大里第2	東部	県	45	区画整理44.6ha	R9～R15	12
県・(競)水利施設等保全高度化事業	野底	西部	県	106	区画整理106.1ha 畑かん施設100.2ha	R9～R15	13
県・(競)水利施設等保全高度化事業	崎枝	西部	県	43	畑かん施設43.4ha	R9～R15	14
団・(競)農業競争力強化農地整備事業	栄第2	西部	市	12	区画整理10.8ha 畑かん施設11.5ha	R2～R6	15
団・(競)農業競争力強化農地整備事業	嘉手苅第2	中部	市	8	畑かん施設7.5ha	R2～R6	16
団・(競)農業競争力強化農地整備事業	仲田	東部	市	11	区画整理10.6ha 畑かん施設10.6ha	R4～R8	17
団・(競)農業競争力強化農地整備事業	赤下	西部	市	27	区画整理27.4ha 畑かん施設27.4ha	R8～R12	18
団・(競)農業競争力強化農地整備事業	平久保	北部	市	51	区画整理24.4ha 畑かん施設51ha	R8～R15	19
団・(競)農業競争力強化農地整備事業	川平第2	西部	市	45	区画整理31.2ha 畑かん施設45.4ha	R9～R13	20

事業名	地区名	地域区分	事業主体	受益面積 (ha)	主要工事概要	予定工期	図面対象番号
団・(競)農業競争力強化農地整備事業	桴海	西部	市	39	区画整理38.9ha 畑かん施設37.8ha	R9～R13	21
団・(競)水利施設等保全高度化事業	崎枝第2	西部	市	12	畑かん施設12.3ha	H30～R4	22
団・(競)水利施設等保全高度化事業	川平	西部	市	7	畑かん施設7.2ha	R3～R7	23
団・(競)水利施設等保全高度化事業	大川第1	南部	区	43	畑かん施設42.6ha(更新)	R5～R11	24
団・(競)水利施設等保全高度化事業	川原第2	中部	市	32	畑かん施設32.2ha	R5～R11	25
団・(競)水利施設等保全高度化事業	平久保第2・平野	北部	市	101	区画整理21.2ha 畑かん施設101ha	R6～R12	26
団・(競)水利施設等保全高度化事業	大川第2(1工区)	南部	区	35	畑かん施設35ha(更新)	R6～R12	27
団・(競)水利施設等保全高度化事業	磯辺第2	東部	区	50	畑かん施設50ha(更新)	R7～R11	28
団・(競)水利施設等保全高度化事業	上原第1	南部	区	69	畑かん施設69.4ha(更新)	R7～R13	29
団・(競)水利施設等保全高度化事業	久宇良第2	北部	市	12	畑かん施設11.8ha	R8～R12	30
団・(競)水利施設等保全高度化事業	伊原間	北部	市	43	畑かん施設43.4ha	R8～R12	31
団・(競)水利施設等保全高度化事業	大川第2(2工区)	南部	区	34	畑かん施設34ha(更新)	R8～R14	32
団・農地耕作条件改善事業	大嵩	西部	市	8	畑かん施設8ha 農作業道809m	R3～R5	33
団・農地耕作条件改善事業	仲田第2	東部	市	4	畑かん施設4.1ha	R5～R7	34
県・(沖)農地整備事業	石垣2期	南部	県	397	農道6.1km(更新)	R1～R5	35
団・(沖)農地整備事業	登野城	南部	市	410	農道6.19km(更新)	R3～R7	36
団・(沖)農業基盤整備促進事業	伊野田南	東部	市	18	区画整理9.1ha 畑かん施設17.8ha	H29～R6	37
団・(沖)農業基盤整備促進事業	大野	東部	市	15	区画整理14.8ha 畑かん施設14.8ha	R1～R5	38

(資料) 令和4年度 農業農村整備事業管理計画書(石垣市)

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本計画の策定にあたっては、石垣市森林整備計画との整合性を保ちつつ、農用地の拡大・保全を図る一方、農業振興において林道を有効利用する観点から林道の起点・終点等を農道及び県道等に連結し、農業経営における交通網の整備及び農産物の輸送体系の確立を図る。

4 他事業との関連

なし

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

本市の地質構造はきわめて複雑で、各種の地質が全島に分布している。島の中央部はほとんど酸性土壌の国頭マージが分布し、琉球石灰岩からなる島の南部ではアルカリ性の島尻マージが分布している。

これらの土壌特性を利用して、国頭マージではさとうきび、パインアップル、マンゴー、島尻マージではさとうきびや野菜などが多く生産されているが、粘土分、有機質の不足により流出しやすい自然条件下にある。

台風や梅雨期などの集中豪雨時には、赤土流出により農用地の生産性の低下や河川の下流域の環境悪化等及び海洋汚染の要因となっており、環境と調和した農林水産業の推進が重要課題となっており、赤土流出による海洋汚染に対して早急に実効性ある対策を実施する必要がある。

そのため、「県営水質保全対策事業」を1地区で実施し、勾配修正、排水路整備、沈砂池の設置を推進する。

実態として赤土流出の8割は、農地からの耕土流出が占めており、このような農地からの赤土流出防止に資するため、被覆作物（緑肥作物）、グリーンベルト設置を推進すべく、さとうきびの葉がら梱包やベチベル、ひまわり等を農家に実証展示し、効果が確認されている各種対策を併せて実施する。同時に沈砂池を設置し、定期的に沈殿した土砂の除去を行う。また関係機関・団体等との連携を図り、農家への説明や継続した対策を可能にすべく普及・啓発を行う。

また、これまで、台風や冬季季節風による農作物の風害対策及び農作物の生産向上を目的に農地防風林が整備されてきたが、現状は台風等の影響による倒木・枯死、整備後の維持管理の不徹底等により、農地防風林としてほとんど機能していない箇所が多くみられ、更新を必要とする時期にきている。

そのため、「県営農地防災事業(農地保全整備事業)」を5地区で実施し、防風施設の整備のほか、農地保全整備や畑地かんがい施設整備を推進する。

さらに、営農の継続に対する支援、農地法に基づく遊休農地に関する措置、再生利用活動への支援等により遊休農地の発生抑制・再生・有効利用を推進する。

耕作放棄地と遊休農地と荒廃農地の定義

「耕作放棄地」：統計上の用語

農林業センサスにおいて、「以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する考えのない土地」とされ、農家等の意思に基づき調査把握したものである。

「遊休農地」：法律上の用語

農地法において、「1. 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」
「2. その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地（1.の農地を除く）」と定義され、農地の有効利用に向けて、遊休農地に関する措置を講ずべき農地のことである。

「荒廃農地」：調査上の用語

荒廃農地調査(荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領：平成29年7月31日付け29農振第999号農林水産省農村振興局長通知)において、「現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている基準に該当する農地」とされ、現地調査により把握したものである。

2 農用地等保全整備計画

事業名	地区名	地域区分	事業主体	受益面積 (ha)	主要工事概要	予定工期	図面対象番号
県・(沖)農地防災事業のうち農地保全整備事業	みやらがわ第5	南部	県	98	防風施設3362m	H25～R4	1
県・(沖)農地防災事業のうち農地保全整備事業	みやらがわ第6	南部	県	86	防風施設4369m	H26～R5	2
県・(沖)農地防災事業のうち農地保全整備事業	川原	中部	県	63	畑かん施設62.9ha 農地保全62.9ha	H27～R8	3
県・(沖)農地防災事業のうち農地保全整備事業	大里	東部	県	42	農地保全41.5ha	H28～R6	4
県・(沖)農地防災事業のうち農地保全整備事業	星野	東部	県	42	農地保全42ha	H28～R7	5
県・(沖)水質保全対策事業	新川第4	南部	県	125	排水路11165m 沈砂池6基	H25～R8	6

(資料) 令和4年度 農業農村整備事業管理計画書(石垣市)

3 農用地等の保全のための活動

農用地等の機能確保と良好な保全管理について農業者への啓発に努める。また、農地中間管理事業を活用し、認定農業者等の地域の中心的担い手への農地集積、集約化を図り、農地の有効利用を推進する。

農地利用状況調査及び農地パトロールにより判明した耕作放棄や管理不十分、用途以外に使用している農用地等に対しては、農地利用の意向を確認、保全の指導を実施することにより機能低下を防止し、新たな耕作放棄地の発生防止、解消に努める。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

森林は一般的に水土保持林、森林と人との共生林、資源の循環利用林におおむね区分できるが、本市では特に傾斜地崩壊等による赤土流出を防止するため、「水土保持林」について沖縄県と連携し、保全及び整備事業を積極的に推進する。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市の農業は、亜熱帯気候特有の自然条件を生かし、地形、土壌、気温等に適応した品目が生産されている。その中でも肉用牛を筆頭に、さとうきび、葉たばこ、水稻、パインアップル、豚、マンゴー、花き、かんしょなどが盛んである。また温暖な地域特性を生かしそれ以外の野菜、熱帯果樹、薬用作物、畜産等についても多様な品目で展開しており、おきなわブランド育成を図り、農家経営の安定に資するためには品目の選択と集中による拠点産地を形成し生産振興を推進する。

このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来の農業経営発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営体を育成することとする。

具体的な経営の指標は本市及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営事例を踏まえつつ、農業経営の発展をめざし農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人あたり350万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を目指す。

そのため、認定農業者等担い手に対する農用地の集積・集約化に向けた取組みの強化を目指し、農地中間管理事業等を活用した施策の推進及び農業振興地域制度、農地制度等の適切な運用を図る。

また、農地等の効率的な利用を図るため、関係機関・団体等との連携を密にし、既存の機械銀行や研修機関等の活用を強化し、農用地、労働力、農業機械・施設等の有効利用を促進する。

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、農作業受託面積を含め、56%とする。（出所：農業経営の基盤の強化の促進に関する基本的な構想平成26年9月石垣市）

担い手農家の農業経営の指標の例

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理方法	農業従事の態様等
さとうきび＋ 水稲	[作付面積] きび 4.80 ha 水稲 6.00 ha (経営面積) 8.80 ha	[資本装備] ・農用車(軽)、トラクタ (32ps)、耕転機(9.5ps)、 動力噴霧器、田植機、コンバ イン [その他] ・さとうきびの収穫作業及 び植付等の一部について、 外部への委託 ・水稲1期後、2haについ て2期作を行う ・農繁期における労働時間 の延長と雇用労働力確保	・複式簿記記帳に よる経営と家計の 分離を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・農繁期における 臨時雇用の確保に よる過重労働の防 止 ・家族経営協定の 締結による経営へ の共同参画等
さとうきび＋ 野菜	[作付面積] きび 7.40 ha カボチャ 1.20 ha (経営面積) 7.80 ha	[資本装備] ・農用車(軽)、トラクタ (32ps)、プラウ、ロータリ ー、動力噴霧器、ブルトラ (15ps)、ブルトラ用散布機 [その他] ・さとうきびの収穫作業及 び植付等の一部について、 外部への委託 ・カボチャ2期の80aにつ いては、カボチャ1期とさ とうきびの後作	・複式簿記記帳に よる経営と家計の 分離を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・農繁期における 臨時雇用の確保に よる過重労働の防 止 ・家族経営協定の 締結による経営へ の共同参画等
さとうきび＋ 果樹	[作付面積] きび 3.40 ha マンゴー 0.30 ha (経営面積) 3.70 ha	[資本装備] ・農用車(軽)、耕転機 (9.5ps)、動力噴霧器 ・簡易鉄骨ハウス(3,000 ㎡) [その他] ・さとうきびの収穫作業及 び植付等の一部について、 外部への委託	・複式簿記記帳に よる経営と家計の 分離を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・農繁期における 臨時雇用の確保に よる過重労働の防 止 ・家族経営協定の 締結による経営へ の共同参画等
さとうきび＋ 果樹	[作付面積] きび 5.00 ha パイン 1.00 ha (経営面積) 6.00 ha	[資本装備] ・農用車(軽)、トラクタ (42ps)、プラウ、ロータリ ー、動力噴霧器、ブルトラ (15ps)、ブルトラ用散布機 [その他] ・さとうきびの収穫作業及 び植付等の一部について、 外部への委託	・複式簿記記帳に よる経営と家計の 分離を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・農繁期における 臨時雇用の確保に よる過重労働の防 止 ・家族経営協定の 締結による経営へ の共同参画等

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理方法	農業従事の態様等
さとうきび＋ 肉用牛	[作付面積] きび 3.20 ha 採草地 2.70 ha (飼養頭数) 成雌牛 20 頭 (経営面積) 5.90 ha	[資本装備] ・農用車(1 t)、耕転機(9.5ps)、動力噴霧器、草刈機、カッター、牧草モア一、牛舎(260㎡)、堆肥舎(42㎡) 〔その他〕 さとうきびの収穫作業及び植付け等の一部について、外部への委託	・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・家族経営協定の締結による経営への共同参画等
さとうきび (主たる従事者3人)	[作付面積] きび 15.40 ha 作業委託 25.00ha (経営面積) 21.65ha	[資本装備] ・農用車(軽)×3台、動力噴霧器、大型トラクタ、プラウ、ロータリ、施肥機付サブソイラ、プランタ、ブームスプレヤ、ブルトラ(15ps)、ブルトラ用散布機、小型ハーベスター 〔その他〕 ・周辺農家の耕起・砕土・植付・収穫について受託 ・受託面積は基幹作業数で除した面積を経営面積とした	・経営体の体質強化のため、自己資本の充実を図る ・明確な経営目標の設定	・社会保険への加入 ・休日制の導入
肉用牛	[作付面積] 草地等 15.40 ha (飼養頭数) 成雌牛 110 頭 (経営面積) 5.90 ha	[資本装備] ・農用車(2,000cc)×3台、トラクター(79ps)、モアコンディショナ、タッターレーキ、ロールベラー、ベールラッパー、フロントローダー、マニュアルプレッタ、ブロードキャスタ、ホイールローダー、農具庫(209㎡)、牛舎(1,430㎡)、乾草庫(132㎡)、堆肥舎(231㎡)	・経営体の体質強化のため、自己資本の充実を図る ・明確な経営目標の設定	・社会保険への加入 ・休日制の導入

別添

さとうきび	さとうきび+葉たばこ	花卉	肉用牛
[作付面積等] さとうきび 9.00 ha <経営面積> 9.00 ha <資本装備> ・動力噴霧器・農用車・ トラクタ・プラウ・ローラー・ブル トラ・マルチ用散布機 <経営管理の方法> ・複式簿記記帳による経 営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 <農業従事の態様等> ・休日制の導入 ・家族経営協定締結によ る経営の共同参画	[作付面積等] さとうきび 5.40ha 葉たばこ 1.10ha <経営面積> 5.40ha <資本装備> ・動力噴霧器・農用車・ トラクタ・ローラー・バケット・フォー ク・畝立てマルチ・堆肥散布 機・自走式移植機・AP-1・ 貯蔵庫用カーラー・肩掛け式 噴霧機 <経営管理の方法> ・複式簿記記帳による経 営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 <農業従事の態様等> ・休日制の導入 ・家族経営協定締結によ る経営の共同参画 ・農繁期における臨時雇 用の確保による過重労 働の防止	[作付面積等] ジンジャー 0.27ha ヘリコニア 0.27ha <経営面積> 0.54ha <資本装備> ・動力噴霧器・農用車・ 管理機・揚水ポンプ <経営管理の方法> ・複式簿記記帳による経 営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 <農業従事の態様等> ・休日制の導入 ・家族経営協定締結によ る経営の共同参画 ・農繁期における臨時雇 用の確保による過重労 働の防止	[作付面積等] 草地等 5.16ha <飼養頭数> 成雌牛 39 頭 <経営面積> 5.16ha <資本装備> ・農用車・モアコンディショナ・ テクターレーキ・ベルラップパー・フロ ントローダー・マニュアルレクタ・ブ ロートキャスタ・ホイローダー・農 具庫・牛舎・乾草庫・堆 肥舎 <経営管理の方法> ・複式簿記記帳による経 営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 <農業従事の態様等> ・休日制の導入 ・家族経営協定締結によ る経営の共同参画

(注) 1 各営農類型ごとの農業経営の指標において、その前提となる家族労働力構成については、主たる従事者1人、補助従事者1.5人として示している。

2 「作目・作型別の技術体系・収益性指標：県農試経営研究室」及び農業の生産費の一部（肥料・農薬・流通経費等）等見なおしされたものをベースに策定している。従って、実際の経営計画作成等に当たっては、個々の経営実態、直近の市場単価等を踏まえて設定する等が必要となる。

3 資本装備の園芸施設には、耐候性ハウスや農作物被害防止施設を想定。

(出所：農業経営の基盤の強化の促進に関する基本的な構想平成26年9月石垣市)

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

「令和3年確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況」によると農業振興地域農用地区域内に約345haの荒廃農地（A分類）が存在している。

今後とも、市は市農業委員会、JAおきなわとの相互調整を図り、遊休農地の解消に向けての調整会議を行い、遊休農地情報の提供、所有者、立地条件等の調査リストを作成するとともに解消可能な土地については、農地保有合理化事業の活用、経営基盤強化法による利用権の設定を積極的に進め、生産規模拡大への意欲のある法人又は認定農業者への利用集積を加速的に図っていく。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

地域の農業を持続可能なものとするためには、農業の基本となる人と農地の問題を一体的に解決していく必要がある。石垣市は集落・地域において話し合いを行い、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための「人・農地プラン」の作成・更新に取り組む。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、現在実施している本市農業委員会を核とした農地銀行活動を一層活発化し、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結び付けて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、既に本市北部にある明石農用地利用改善団体[昭和55年農林水産大臣賞（豊かな村づくり）受賞]で行われている集団的土地利用を範としつつ、このような土地利用調整を全市的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項（平成25年法律第101号）農地利用集積円滑化事業（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号、以下「法」という。）第4条第3項）の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体（以下「認定農業者」と言う。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の实情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。

特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体に取り組めるよう指導、助言を行う。

（出所：農業経営の基盤の強化の促進に関する基本的な構想平成26年9月石垣市）

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本整備計画の策定にあたっては、「石垣市森林整備計画」との整合性を保ち、本市に広く分布する森林資源を最大限に利活用し、農業と林業の適切な調整を図りつつ、森林本来の自然的機能を保全しながら未利用土地を農地として開発を進め、国土資源の合理的な利用による総合的な振興を図る。

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本市の農業生産における主要作目は、さとうきび、パイナップルを主体として水稲、葉たばこ、野菜、肉用牛生産等が行われ、近年は、収益性の高い熱帯果樹の生産に取り組む農業者層が増加している。

我が国唯一の亜熱帯性気候等の優位性を生かした活力ある産地を形成し、健康長寿や観光・リゾート地にふさわしい高品質かつ安全で安心な農産物を消費者や市場に安定的に供給することにより、おきなわブランドを確立する。

このため、優位性の発揮や生産性向上が期待され重点的に推進すべき品目を定め、このうち市場競争力の強化による生産拡大及び付加価値を高めることが期待される品目である野菜、果樹、花き、肉用牛等を「戦略品目」、社会経済施策等の観点から現制度を堅持しつつ生産確保を図るべき品目であるさとうきび、パイナップル、水稲、葉タバコ等を「安定品目」として位置づけ、これらの品目に集中的な振興施策を講じる。

農業生産基盤整備はもとより、本市の自然的条件、亜熱帯の温暖な気候を最大限に活用した農業生産を展開させ、時代に即応しうる農業を目指すとともに各種農業機械等近代化施設の導入を積極的に推進するとともに、農業生産技術の向上、品質の高位平準化の確立及び農業生産組織の育成強化を図り、生産から流通までの基礎的条件を整備し、持続的に安定した農業所得の向上を図る。

作目別・地区別の整備の方向を示すと次のとおりである。

(1) 作目別整備の方向

ア さとうきび

生産性及び品質を向上させるために、優良品種の増殖普及や適期栽培管理、株出栽培体系の推進、有機物の施用や緑肥作物の栽培、防風・防潮林の普及啓発等を図るとともに、肉用牛との複合化や葉たばこ、野菜、パイナップルとの輪作体系を推進していく。

また、さとうきび経営安定対策に対応した担い手を育成するため、農業生産法人、農作業の受託組織等生産組織を育成・強化するとともに、「さとうきび増産に向けた取組目標及び取組計画」等に基づき、生産者をはじめ、関係者が一体となった増産対策により、生産の増大に向け取り組む。

イ パイナップル

酸性の国頭マーヅ土壤からなる地域では、パイナップル栽培に適していることから、生食用品種を中心に生産が行われおり、観光産業へも大きく貢献している。栽培品種は既存のハワイ種、ソフトタッチ、ボゴールで、新品種のジュリオスターやゴールドバレルの種苗が普及しつつある。

今後とも生食用優良種苗の導入及び開花処理技術の向上による出荷期間の拡大等により、生産性及び品質の向上を図るとともに、拠点産地として生産拡大を推進する。

ウ 水稲

水稲は県内稲作の約5割を担う主要産地であり、一期作については日本一早い超早場米の産地としての有利性を保持しつつ価格も安定している。しかし、二期作については、台風被害を受ける可能性が高く、採算面において本土主産地と競合することから生産量は減少傾向にあり、特色ある米の生産及び田畑転換等による土地利用が課題となっている。

温暖な気候を活かし、一期作は6月前後に新米を出荷できる「超早場米」として、他の産地より有利販売が可能である。主要品種は、食味に優れた「ひとめぼれ」が生産されており、消費者の食の安全性への関心の高まりもあり、エコファーマー認定、特別栽培農産物の認証を受けるなど、多様な消費者ニーズに対応した米作りが行われている。

栽培技術及び病害虫防除技術の向上等により安定的な生産を図る。さらに、消費者ニーズに対応して環境に配慮した米づくりを推進するとともに、生産コストの低減を図り、所得の向上に努める。

エ 葉たばこ

葉たばこは、作付けから収穫・出荷までの栽培期間が短く、収益性の高い作目であるが、気象災害に生産量が左右されるため、生産農家も他作物との複合や経営転換を余儀なくされている。

今後は、生産組織の強化に重点的に取り組み、マルチ被覆による早期植付を推進するなど耕作体系の見直しを図る。さとうきびとの計画的な輪作体系の確立と遊休農地の簡易基盤整備による担い手農家への農地の集積を促進し、連作障害等を回避する。

オ 野菜

野菜生産は、平成5年のウリミバエ根絶を契機に、すいか、かぼちゃ、オクラ等、温暖な気候特性を活かした冬春期の県外出荷を中心に進展してきた。近年はオクラ、かぼちゃ、ゴーヤー、さやいんげんの4品目を中心に県外出荷が行われている。平成18年に石垣市のオクラが拠点産地に認定され、平成25年に設立・再編された石垣市及び竹富町の園芸作物等産地協議会を中心に、生産性の向上と八重山ブランドの確立に向けた取り組みを行っている。

一方で平成23年にはJAファーマーズマーケット「ゆらていく市場」が開設され、島内でもより新鮮で多様な野菜の生産と供給が可能になり、地産地消の推進と地域経済の活性化に大きく寄与している。

野菜は、温暖な気候特性を活かして、冬春期県外出荷野菜が進展してきたが、外国産の低価格輸入野菜との価格競争、国内産地間競争の激化等が考えられる。また、産地としての園芸作物に対する技術の蓄積や栽培管理等の不徹底から、安定した生産・出荷を確立できずに、本土市場から信用を得ることができなかったことが結果として輸入農産物への隙間をあたえ、県外出荷野菜への減少とつながっている。

今後、野菜振興方向として、島内外への生産拡大を図るため、消費者ニーズの高い機能性を重視した伝統的な「島野菜」のブランド化を戦略的に推進する。また、定時・定量・定品質の安定生産を図ることを基本に、台風等気象災害に対応したハウスや防風・防虫等ネット等防風施設の整備により、オクラ、かぼちゃ、ゴーヤー、さやいんげん等の安定生産に努めるとともに、土づくり、防

風対策、販売対策の強化により生産拡大を図り、拠点産地の形成・育成を推進する。

また、JAの地区営農振興センター等を拠点とした流通・販売体制の強化を図る。

カ 果樹

優良品種の導入、栽培技術の改善、台風等気象災害に対応したハウスの導入など防風対策の強化等を図り、マンゴー、パパイヤ、パッションフルーツ等の安定生産及び品質向上を目指し、拠点産地の形成・育成に努める。

キ 花き

花き生産は、温暖な気候を活かし、レッドジンジャー、ヘリコニア、洋ラン、切葉類等の夏季県外出荷品目を中心に取り組まれている。ヘリコニア、レッドジンジャーは県内有数の産地であり、平成19年に熱帯花きの拠点産地に認定され、高品質で市場からも高い評価を得ている。洋ランは、デンファレを中心とした施設栽培が行われ、複合品目としてエピデンドラムやオンシジウムが導入されている。平成25年3月の新石垣空港の開港に伴い、「南国の花でいっぱい石垣島」を観光客へPRしている。

防風・防虫等ネット栽培施設や台風等気象災害に対応したハウス等の導入を推進し、レッドジンジャー、ヘリコニア等を中心とした熱帯花きや切り葉等の生産拡大を図り、拠点産地としての周年安定出荷体制の確立、ブランド化の推進に努めるとともに流通・販売対策の強化と併せて地産地消を推進する。

ク 肉用牛

畜産は、亜熱帯の恵まれた自然条件と国内および県内の旺盛な食肉需要等に支えられ、肉用牛生産を主体に農業の基幹的部門として順調に発展している。特に、石垣牛は観光客の人気も高く、平成20年4月にJAおきなわが「石垣牛」の商標で特許庁より地域団体商標(地域ブランド)を取得している。平成20年度には石垣市が県内初となる農林水産戦略品目肉用牛(子牛・肥育牛)の拠点産地として認定され、平成21年度には石垣牛ブランド化推進への取組が評価され、JA石垣牛肥育部会が畜産大賞地域畜産振興部門優良賞を受賞した。平成26年度に新たな食肉センターが稼働し、さらなる「石垣牛」ブランドの強化と販路拡大が期待されている。

今後は、ブランド化のさらなる推進、自給飼料生産基盤の整備、優良種畜の導入・育成、放牧地高度利用の推進及び飼養衛生管理技術の改善等により、供給基地としての産地形成を推進する。また、畜産の環境対策を促進するため、家畜排せつ物処理施設の整備を推進し、耕畜連携による資源循環型農業を促進するため、堆肥センターの活用を推進するとともに、地力の維持増進を図り、飼料自給率の向上に努める。

(2) 地区別整備の方向

ア 南部地区

本地区は、さとうきびを主体に特に葉たばこ生産が盛んな地域である。その他に野菜、水稻、花き、及び肉用牛生産の複合経営が展開されている。土地改良事業により土地基盤整備が施され、農用地の集団化、生産の団地化形成がされており単位収量、生産量とも比較的高く、地区の実績は安定して推移している。

今後は、農業生産基盤の整備を基本として、J Aおきなわ園芸部会を中心に生産組織育成を図り、野菜、花きの施設栽培、さとうきび、肉用牛、水稻の土地利用型農業に対応する近代化施設整備を図る。

イ 中部地区

本地区は、さとうきび、パインアップルを中心に、熱帯果樹生産の盛んな地域である。水稻、野菜、葉たばこ、花き及び肉用牛生産の複合経営が展開されている。農業生産基盤整備においては、底原ダム、真栄里ダムを擁し、揚水機場、配水池等、幹線水路等の所用地として、宮良川土地改良事業の中心地域であり、漸次土地改良が進められる中で農用地の集団化及び団地形成が進みつつある。

今後は、本市で最も肥沃な土地の条件を最大活用し、農用地の集団性を考慮し、ほ場整備等生産基盤整備を基礎として、果樹、野菜、花き等の集約的な施設栽培及びさとうきび、肉用牛、水稻の土地利用型農業に対応する高性能農業機械の導入を図る。

ウ 東部地区

本地区は、さとうきびを主体に、水稻、葉たばこ、パインアップル、肉用牛生産を取り入れた複合型営農類型である。特に耕種部門では、宮良・白保地区は本市のさとうきび生産団地の中でも単位収量及び生産量とも比較的高く、生産団地としての実績は安定している。また、畜種部門では畜産基地建設事業が導入され大規模な肉用牛生産団地を形成している。

今後は、かんがい施設を中心に整備し、果樹等の集約的な農業を推進し、既存及び新規生産組織の育成と気象に左右されない安定した農業の確立を図るため、近代化施設等の整備を推進する。

エ 北部地区

本地区は、さとうきびを主体に野菜、花き、果樹、肉用牛生産の複合経営が行われている。また、大浦川土地改良事業により、土地基盤整備が行われ農用地の集団化、生産の団地化が形成され単位収量、生産量とも比較的高く、農業生産の実績は比較的安定している。

今後も、農業生産の基礎的条件整備を推進し、作物ごとの団地的生産を促進する。

オ 西部地区

本地区は、さとうきび、肉用牛生産を中心に野菜、水稻、パインアップル、熱帯果樹の複合経営が行われている。土地改良事業等による土地基盤整備がほぼ完了していることから、J Aの生産部

会を中心に生産組織の育成・強化を図り、作目の特性に即した機械施設等近代化施設の導入を行う。また、地区に立地するリゾート施設に対応する食材等の安定供給を図る施策として、地域農家グループで構成されている組織を主体に、気象に左右されない鉄骨ハウスの導入、簡易な防風施設、農業機械施設の整備を図る。地域既存の産直施設整備の拡充及び新設を支援し、地域を訪れる市民、観光客への特色を生かした地産地消を推進する。

2 農業近代化施設整備計画

なし

3 森林の整備その他林業振興との関連

森林の持つ水源の涵養、土砂の流出崩壊防止及び生活環境保全等の公益機能の重要性は益々高まってきていることから、本市においても植林、造林及び住宅地周辺の森林の保全整備を積極的に推進する。

森林整備においては、拡大造林の推進と保育事業の各施業種ごとの適期実施に努めるとともに、有用広葉樹林の良質材生産を図るための森林整備を計画的に実施し、森林の持つ公益的機能の高度発揮が期待される充実した健全な森林を重点的に整備していく。また、森林病虫害の防除については被害の終息を目指して、被害対策を総合的に推進する。特に、イヌマキの病虫害であるキオビエダシャクについては積極的に駆除を行い、まん延防止に努める。

本市においては松林が広く分布し、その生育本数も多く、地域生態系の維持や木材資源の供給のために重要な役割を果たしていることから、松くい虫を島内に持ち込ませない対策に努める。

生活環境施設整備については、市街地の北方にある前勢岳周辺を市民の森として位置づけ総合的に整備を進めている。現在、林道、林間歩道や小木工加工施設、展示販売施設等、林業関連施設が設置され、今後、前勢岳一帯の森林の総合利用を促進するとともに、市民等の健康増進のための施設等を導入し、林業者の安定化の促進を図りつつ地域林業の振興に努める。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

石垣市の平成25年の新規就農者は52人であり、過去5年間、就農数は増減を繰り返している。従来からの基幹作物であるさとうきびの生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定かつ計画的に確保していく必要がある。

そのため、石垣市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

（確保・育成すべき人数の目標）

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や、沖縄県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げられた平成24年度から平成33年度までの10年間で3,000人の新規就農者を育成・確保するという目標を踏まえ、石垣市においては年間34人の該当青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を5年間で2戸増加させる。

（石垣市の取り組み）

新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには、就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細かやかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対する相談窓口を設置し、適切な支援や情報提供ができる体制を整えとともに、農地の確保や農業技術・経営面の指導等について関係機関と連携を図ることにより、新規就農者を地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

なし

3 農業を担うべき者のための支援の活動

県の新規就農認定制度の活用と市独自の認定制度の創出を図り、就農開始に必要な制度資金及び補助制度の活用及び農地情報等及び農用地等の斡旋による円滑な農地取得並びに施設の生産環境整備等に対する支援を実施する。具体的には下記の支援策により、担い手農家の育成・確保を図る。

(1) 就農準備等に必要な資金手当(県)

新たに就農しようとする青年等に対し、農業次世代人材投資事業により給付の支援や青年等就農資金で貸付支援する。

(2) 農地の円滑な取得や就農や経営向上のため必要な情報提供体制(県)

農業後継者の育成・確保を図るため、農業大学校等の研修教育施設やカリキュラムの充実などの担い手育成対策や大学校卒業後、意欲的に就農を希望する人材などに対し農業経営資源(技術・農地・資金等)を効果的に活用し、就農相談から就農定着まで一貫した支援を推進する。

(3) 農業教育の推進(県)

次代の農業、農村を担う農業後継者の育成・確保を図るため、農業の専門的・実践的な研修教育を行う県立農業大学校の研修教育機能の強化を図る。また、農業に対する理解を促進し、将来の担い手を確保する観点から、農業関係機関と教育関係機関の連携の下、小中学生等の農業体験学習の場の設定などの取り組みを支援する。

(4) 市独自の就農支援策

従来型の基幹作物であるさとうきびや果樹、野菜等栽培を行い、新たに農業経営を営もうとする青年等の受入を重点的に進める。その際、栽培技術の指導や販路の確保を行い、新規就農の青年等であっても一定の所得の確保ができ、安定的な経営を行えるよう、生産物の加工の開発、新技術の導入等、青年層が意欲を持って営農できる環境を整え、将来的に生産の大部分を安定的な経営体へと成長した農業者が担えるような取組を進めていく。

(出所：農業経営の基盤の強化の促進に関する基本的な構想平成 26 年 9 月石垣市)

4 森林の整備その他林業の振興との関連

なし

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市の農家戸数の内訳（資料：農林業センサス（2010年、2015年））を見ると、平成22年の総農家数は965戸、専業農家399戸、兼業農家566戸に対し、平成27年の総農家戸数782戸、専業農家440戸、兼業農家342戸と総農家数は年々減少傾向にある一方で、専業農家数は増加している。

石垣市の農業就業構造については、就業者の高齢化、若者の島外への流出等により農家数が減少し、農業の担い手不足が深刻化している。しかし一方では、農業に関心を持つ県民も近年多く、特に定年帰農者や他業種からの農業への新規参入等による就農・就業が増加傾向にあり、農業大学校等の研修教育施設でも中高年者の研修生が増えている。一方、高齢者であっても高度な技術伝承者として産地及び地域の農業を現役として担っている貴重な人材であり、これらの高齢農業者についても、世代をつなぐ橋渡し役として位置付け支援する。並びに、新規就農者や青年農業者等、将来の農業担い手を確保するため、「人・農地プラン」等に基づき一貫した取り組みを支援する。また、観光業・食品加工業等異業種との連携を推進するなど地域農林水産物等の産直施設整備拡充を図り、生産から販売までを視野に入れた経営を展開する担い手の育成・確保、新たな就業機会の創出による安定的な就業の促進に努める。

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

農村地域における就業機会を次のとおり促進していく。

- (1) 将来の石垣市農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展をめざすに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。
- (2) まず、本市は、農業協同組合、農業委員会、八重山農林水産振興センター農業改良普及課等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、石垣市担い手育成総合支援協議会を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して上記の石垣市担い手育成総合支援協議会が主体となって営農診断、営農改善策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図れるよう誘導する。
- (3) 地域特産の農林水産物を用いた6次産業化のための施設整備として地域特産品加工・直売施設の整備を推進することにより、地場産業の育成と農村集落における農業従事者の安定的な就業機会の確保を図る。

- (4) 農業経営の多角化による農家所得の向上を図るため、平成 16 年に発足した八重山グリーン・ツーリズム研究会が、訪れる観光客等に農業及び農村の魅力を伝えつつ体験を提供している。グリーン・ツーリズム研究会では、魅力ある農家のくらし体験、農業体験のメニュー開発に取り組み、インターネット等を通して活動のPRを行っており、伝統的食文化体験、農業体験、農家レストラン、農村民宿などその整備と普及に努める。
- (5) 市経営改善支援センターと関係機関、地域との連携のもとに各種営農相談や就業支援策を推進し、農業従事者の育成とともに安定的な就業の場の確保に努める。

3 農業従事者就業促進施設

なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

なし

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

農業の生産活動の場であるとともに、生活の場である農村地域では、豊かな自然環境の保全や景観の形成、伝統文化の継承等の多面的機能を生かし、都市住民にも開かれた快適で活力ある地域づくりを推進する。

そのため農村地域の現状や市民の意向を把握し、石垣市総合計画、国土利用計画との調整を図りながら、地域社会の維持・向上を図るため集落内の道路、水の供給施設、排水施設等生活環境における安全性、保健性、利便性及び快適性の確立を推進する必要がある。そのため、東部地区では「団体営農業集落排水事業」により集落排水処理施設の整備を今後推進する。また、集会施設、農村公園の建設等生活環境の向上に努める。なお、グリーン・ツーリズム等も推進し農業・農村の総合的な整備を図る。

2 生活環境施設整備計画

事業名	地区名	地域区分	事業主体	受益面積(ha)	主要工事概要	予定工期	図面対象番号
団・(沖)農業集落排水事業	宮良・白保	東部	市	1,144	汚水処理施設1式(更新) 管路施設整備1式(更新)	R6～R10	1

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本整備計画の作成にあたっては、石垣市森林整備計画との整合性を保つものとする。

4 その他施設の整備に係る事業との関連

なし

別添

- 1 土地利用計画図（付図 1 号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図 2 号）
- 3 農用地等保全整備計画図（付図 3 号）
- 4 農業近代化施設整備計画図（付図 4 号）（該当なし）
- 5 農業就業者育成・確保施設整備計画図（付図 5 号）（該当なし）
- 6 生活環境施設整備計画図（付図 6 号）